

長崎市農業委員会 令和6年6月総会 議事録

- 1 日 時 令和6年6月28日(金) 14:40 開会
15:45 閉会
- 2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(17名)
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和
尾崎 正孝 上川 満治 永岡 亜也子 野中 麻美 平尾 政博
増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森保 欣也 森山 安男
柳川 八百秀 山口 眞佐栄
- 5 欠席農業委員(2名)
柴原 恵 山崎 実男
- 6 出席推進委員(18名)
浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正 田中 幹生
鶴田 安明 中村 数昭 野口 弘人 野口 洋太郎 濱口 雅洋
本田 雅博 松浦 行信 松本 貞幸 松本 守 三浦 信男
村田 美津枝 森内 悟己 山口 憲昭
- 7 欠席推進委員(5名)
今村 秀喜 中山 辰也 野本 英世 濱口 敏夫 山下 和孝
- 8 出席職員
【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
浦上主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年6月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、6月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、18名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。上川満治委員と永岡亜也子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上川委員・永岡委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が8件ございます。

まず初めに、第1号議案、「農業委員会事務局職員の任免について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務長 第1号議案、農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。左上に①と記載した議案書の1ページをご覧ください。令和6年6月25日に、令和6年7月1日付け人事異動の発令通知がありました。農業委員会事務局職員は、「農業委員会等に関する法律第26条第3項」の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。議案書の2ページをご覧ください。

令和6年6月25日に発令された農業委員会事務局に係る令和6年7月1日付け人事異動の内示でございます。左側が転出者、右側が転入者です。まず、左側の転出者でございますが、川本農政管理係長が福祉部高齢者すこやか支援課認定審査係長として転出されます。続きまして右側の転入者でございますが、総務部総務課付 長崎県市長会に派遣されておりました、茶屋本係長が農業委員会事務局農政管理係長として転入されます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、本件につい

ては、議案のとおり、農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。ここで、転入される茶屋本係長に萩原事務局長から辞令書を渡していただきます。

— 辞令書交付 —

○議長 それでは、茶屋本係長にご挨拶をお願いしたいと思います。

— 転入者挨拶 —

○議長 ありがとうございました。茶屋本係長、どうぞよろしく願いいたします。萩原事務局長と茶屋本係長はここで退席されます。

— 事務局長、転入者退出 —

○議長 それでは、転出されます川本係長からご挨拶をお願いいたします。

— 転出者あいさつ —

○議長 川本係長におかれましては、大変お世話になりました。今後とも健康に留意され、新しい環境の中でますますのご活躍をお祈りいたします。
続きまして、第2号議案「長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案「長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」ご説明いたします。引き続き、左上に①と記載した議案書の3ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項、及び長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条の規定に基づき、農業委員会が委嘱する必要があります。現在、欠員が生じている「式見・三重・外海」地域の農地利用最適化推進員の募集を行った結果、推薦・応募のあった候補者について、農業委員会の合議により選任する必要があるため、この議案を提出するものです。5ページをご覧ください。候補者は、長崎西彼農業協同組合から推薦された、長崎市四杖町にお住いの宮崎好徳さん72歳です。推薦理由ですが、表の一番右側の欄に記載のとおり、「被推薦者は、農業に真剣に取り組んでおり、地域農業振興へ大変寄与されています。また、地域の農業者からの信頼も厚く、人物的にも申し分ないものです。なお、被推薦者

は長きにわたり、式見地区の民生委員など、公的役職を務めている経験もあることから、現役職に適任である」とされています。宮崎さんの経歴及び農業経営の状況については記載のとおりです。なお、委員を選任する際の要件であります、欠格事由については、事務局で該当しないことを確認済みです。冒頭にご説明しましたとおり、農地利用最適化推進委員は農業委員会の合議により選任する必要がありますので、ご審議のほどよろしく願います。第2号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について宮崎好徳氏を農地利用最適化推進委員に選任することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、宮崎好徳氏を農地利用最適化推進委員に選任することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、塩見町の農地1筆247㎡について、〇〇〇に所在を置く〇〇が農地所有適格法人として農地を取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。また、本件は4月、5月の総会でもご審議いただいた案件で、〇〇が潮見町において、小規模基盤整備により22筆7,912㎡を整備し、ハウス3棟を建設後、イチゴの栽培を行うもので、今回は先月に引き続き、22筆のうち1筆の申請がなされたものでございます

申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次がハウスの配置図で、青で着色した部分に3棟のハウスを建設します。また、赤で囲んだ部分が全体計画の22筆7,912㎡で、赤で着色した部分が、今回の申請地になります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第2号の農地所有適格法人要件は法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件、すべての要件を満たしております。現地調査につきましては、3月13日に松尾隆治農業委員、城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は、引き続き6ページをご覧ください

さい。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、上浦町の農地2筆954㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが上浦町〇番の写真。次が〇番の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で680日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、3番の議案説明後、併せてご報告いたします。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は、7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、福田本町の農地2筆308㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が相続により農地を取得したが耕作の予定がないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で400日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森内悟己推進委員から報告をお願いします。

○森内推進委員 2番と3番の現地調査についてご報告いたします。6月13日に私と植田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。2番は普通畑で水稻を予定しています。3番は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は、引き続き7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、芒塚町の農地2筆878㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が体調不良により耕作できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で240日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月14日に私と松尾農業委員、事

務局とで現地確認を行いました。申請地は、普通畑で露地野菜やビワの栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、5番についてご説明いたします。議案書は、8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さん他3名が所有する、畝刈町の農地1筆159㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で310日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、6月17日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いをし、特に問題ないとのご意見をいただいております。議案の説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第4号議案1番についてご説明いたします。議案書は9ページをご覧ください。本件は、〇〇〇在住の〇〇さんが所有する、上戸町4丁目の農地1筆について、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共用施設、もしくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が

利用計画図でございます。隣接する店舗従業員への貸駐車場として、砕石敷きにより6台分の駐車場を整備します。次が断面図です。約0.5mから0.8m程度の切土を行う計画となっております。雨水・排水につきましては自然浸透により放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、中村数昭推進委員より報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月18日に、私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は貸駐車場として6台の駐車場へ転用を行うものですが、隣接する駐車場への落石防止フェンスを設置するなど、適切な被害防除計画も立てられており、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き9ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、上黒崎町の農地1筆について、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和56年ごろからすでに駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認をした結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。申請地は昭和56年ごろ、申請者の父が隣接する上黒崎町〇にある住宅用の駐車場として、コンクリート舗装を行い、現在も駐車場として使用しております。赤で囲んだ部分が2台分の駐車場で、赤く塗りつぶした部分が申請地の〇番〇になります。雨水・排水につきましては道路へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和56年ごろからすでに駐車場として利用しており、追認申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付

して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、西海町の農地3筆について、〇〇〇の〇〇が、建設残土処分による一時転用目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が計画平面図でございます。今回は2工区の〇番、〇番〇及び〇番の農地が対象となっております。次が断面図でございます。約5m程度の盛土を行う計画となっております。また、今回は一時転用となりますので、埋め立て完了後は農地として復元することになり、復元方法につきましては地権者の合意を得ております。雨水・排水につきましては、北側及び東側に水路を整備し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。なお、埋め立てによる法面の勾配や雨水・排水設備などの工法につきましては、長崎市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱に基づく技術基準により、農林振興課の方で工法の審査が行われております。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は残土処分場として一時転用を行うものですが、埋め立て等に関する法面勾配や排水などの技術基準は農林振興課で審査が行われ、農地復元については地権者の合意も得ていることから、一時転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き、10ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する牧島町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和43年ごろからすでに宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認をした結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当する

ものと判断されます。次が平面図でございます。黄色い部分は現在の所有者である〇〇さんが隣接者である〇〇さんに昭和43年に住宅を建築する際に、公道からの出入り口部分として譲渡を行いました。〇〇氏が転用手続きを行わないまま現在に至っております。雨水・排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては本田雅博推進委員より報告をお願いします。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月14日に私と尾崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和43年ごろから通路として使用しており、追認申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地も本人所有の農地であることから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は引き続き、10ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さん及び〇〇さんが所有する、琴海村松町の農地3筆について、〇〇〇の株式会社〇〇が宅地造成の目的で申請が出されたものでございます。宅地造成目的の農地転用は、以前は認められておりませんでした。令和元年度から建築条件付販売予定地としての宅地造成が可能となっており、契約がなされなかった区画につきましては、転用実行者が住宅を建築することが条件となっております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、おおむね300m以内に琴海地域センターが存在する第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。7区画の宅地を造成する計画となっておりますが、申請地の東側、西側はすでに宅地で擁壁により区画されており、申請地におきましても、若干の切土・盛土は発生しますが、ほぼ現状の高さで宅地造成を行います。雨水・排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流いたします。次が現地の写真です。現地調査につきましては濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は7区画の宅地造成を行う計画となっておりますが、周囲は宅地化が進み隣接する農地はありません。また北側が水路となっていることから、擁壁による土留め工事を行い、土砂の流失を防止するなど被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第5号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆1,321㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,321㎡について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,321㎡となり、利用につきましては、アスパラガスの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、2番の議案説明後に併せてご報告いたします。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き11ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,154㎡のうち1,330㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,330㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,220㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 1番と2番の現地調査についてご報告いたします。6月17日に、私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。1番は利用権の再設定を行うもので、利用についてはアスパラガスを栽培しています。2番は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は12ページをご覧ください

さい。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆1,307㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,307㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,380㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に、私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は引き続き12ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆807㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆807㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,008㎡となり、利用につきましては、レモンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月19日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、レモンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、5番についてご説明いたします。議案書は13ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆2,833㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆2,833㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,833㎡となり、利用につきましては、ヨモギとビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月19日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ヨモギとビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第7号議案1番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、令和6年5月に中間管理機構へ利用集積し、〇〇〇の〇〇さんに利用権を設定した琴海形上町の農地1筆1,495㎡について、権利の移転により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初5年が設定されており、今回の再配分は残期間の4年9か月となっております。設定後の経営面積は、21,939㎡となり、今回配分された農地では、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、令和6年4月16日に野中麻美農業委員、田中幹生推進委員立会いのもと現地確認を行い、特に問題ないとのご意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き14ページをご覧ください。本件は、令和4年6月に中間管理機構へ利用集積し、〇〇〇の〇〇さんに利用権の設定を行った琴海戸根町の農地3筆2,152㎡について、〇〇〇の〇〇さんへ再配分により利用権の移転を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は残期間の7年10か月となっております。設定後の経営面積は、5,648㎡となり、今回配分された農地では、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大した

ものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告します。6月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり、農地中間管理機構へ要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。続きまして、第8号議案「非農地の判断について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第8号議案1番の年次計画案についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページにかけて掲載しております。それでは、16ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、対象地は藤田尾町の54筆、106,308㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象地の藤田尾町は南総合事務所の東に位置しております。次が藤田尾町全体の航空写真になります。次が拡大したものになります。拡大した写真が、4枚ほどございます。次が現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。現地の立ち合いは6月4日に森保欣也農業委員及び山口憲昭推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、2番の個別案件についてご説明いたします。議案書は17ページをご覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が1件、合計筆数が1筆、合計面積が5,143㎡について、非農地通知申出書が提出されております。2番は〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆で、面積は5,143㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第8号議案についての説明と現地調査の報告がありました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第8号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第8号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、4件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、6月10日に開催されました。資料は、2ページと3ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

引き続き、報告事項3「令和6年度全国農業委員会会長大会について」報告いたします。大会は、5月29日、30日に開催されました。資料の1ページをご覧ください。大会の議事としましては、「提案決議」として「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案」について、協議及び決議をいたしました。また、「申し合せ決議」として「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」と、「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ」を決議いたしました。大会後には、大会決議を踏まえ、「食料安全保障の確立に向けた施策の具体化」、「農業委員会組織予算の確保」について長崎県選出の国会議員への要請活動を行いました。大会決議の概要につきましては、後ほど2ページ以降の資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標

の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1「全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③としました、その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。令和6年度の目標部数は、まだ正式な通知はきておりませんが、120部となる見込みです。現在の購読部数は、先月の報告以降1件の新規申込と、2件の中止の申し出がありましたので、109部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、本日緑色のチラシをお配りしておりますので、加入推進の際にご活用ください。

次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料の2ページから3ページに令和6年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。先月の総会で決定しましたとおり、今年度の平均活動月日数は8日と設定していますので、週に1回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただき、目標達成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項 3「令和6年7月、8月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで6月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間おつかれさまでした。